

平成十八年二月一日提出  
質問第三六号

裏金組織「ループル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁  
の齟齬に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

裏金組織「ルールブル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年一月二十三日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月三十一日付で答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。しかし、「前回答弁書」では、実質的な回答がなされていない部分があるので、事実関係を明確にするために追加質問する。

一 「前回答弁書」においては、「在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）」が提出されて以降、外務省においてお尋ねの調査を行ったところであり、その調査の結果は、衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書（平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号）において答弁している。」とされている。右は、要するに、質問主意書が提出されるまでは外務省は調査を行っていなかったが、その後、答弁書を提出するまでの短期間に調査を行ったものと理解してよいか。

二 「在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一

四号)」の質問が外務省の担当部局に到着した日時はいつか。また、外務省のどの部局で答弁書を起案したか。

三 二の答弁書の起案が終結した日時はいつか。

四 外務省は質問が到着してから答弁書を起案するまでの間にどのような調査を行ったか。

五 調査の責任者の官職氏名を明確にされたい。

六 調査はどのような形態で行われたか。書面によるものか。聞き取りによるものか。聞き取りと書面の双方によるものか。調査結果の書類は外務省に保管されているか。

七 「在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提出質問第一

四号)」においては、「西田恒夫外務審議官、原田親仁欧州局長、松田邦紀ロシア課長はいずれも旧ソ連時代にモスクワに在勤したが、右メカニズムを用いて私用車を売却したことがあるか」との質問がなされているが、外務省は今回の調査にあたって右三名から事実関係についての報告を求めたか。右質問する。